

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	遺児手当の返還
根拠法令等及び条項	栃木市遺児手当支給条例第10条
	根拠条項 栃木市遺児手当支給条例第10条
	参考事項
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受領者に、その手当に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>